

所 属	健康福祉部 生活衛生課		
担当(係)名	食品安全推進担当	内線	2568

## 新 米トレーサビリティ法の施行に伴う各種施策の実施

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
1,187	一般財源 1,187	旅 費 590
(前年度 0)		需用費 431

### 2 背景・現状

いわゆる偽装表示米事件を契機に制定された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）が平成23年7月1日に完全施行されることから、その制度を米穀等の販売、加工、製造又は提供の事業者を行う者（以下「米穀事業者」という。）や消費者へ周知徹底を図るとともに、疑義事案等に対応する必要がある。

### 3 事業目的

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保する。

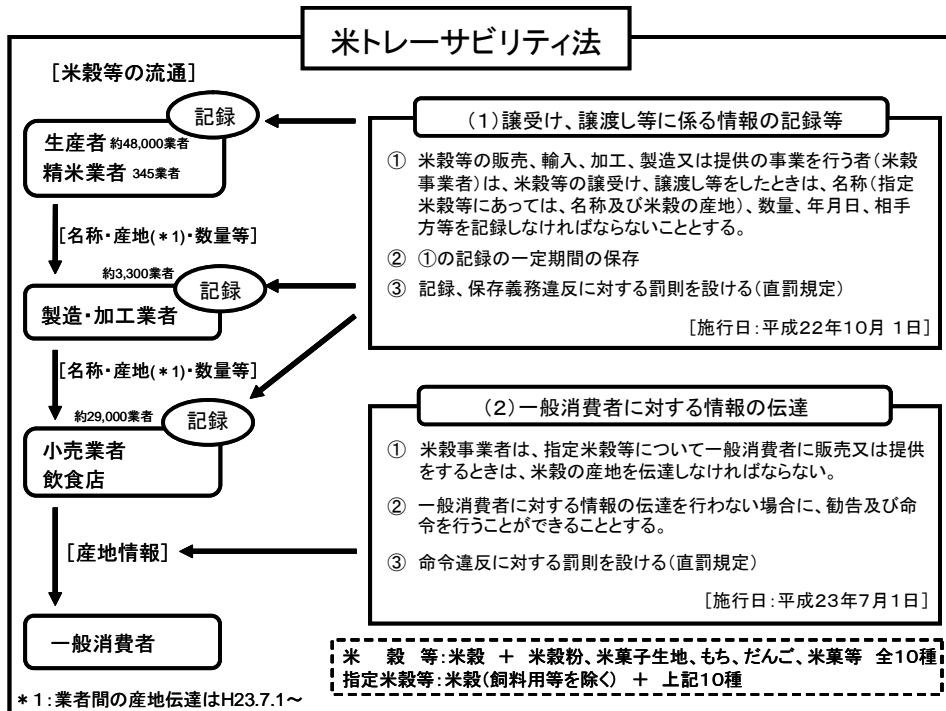
### 4 事業概要

#### (1) 立入指導の実施

- ・米トレーサビリティ法に基づく、米穀事業者の米穀等の取引等の記録の作成・保存（H22.10～）及び産地情報の伝達（H23.7～）状況について、米穀事業者へ立入指導を実施し、制度の周知徹底を図る。

#### (2) 広報誌等を通じた消費者へ制度の周知

#### (3) 米穀事業者、消費者からの相談受付対応



(款) 4 衛生費 (項) 3 公衆衛生費 (目) (2) 食品衛生指導費  
(明細書事業名) ○食品衛生指導費  
米トレーサビリティ法対策事業費